平成３０年（フ）第３３５号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番５棟304号
債務者　井幡久美子
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３３７号
千葉県船橋市習志野台１丁目６番７―310号
債務者　松橋　順一
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３４３号
千葉県船橋市高根台３丁目３番247棟103号
債務者　大岡　幹彦
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３４８号
千葉県市原市国分寺台中央１丁目２番地６レオパレスクレール105
債務者　神崎　　壽
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５１号
千葉市花見川区幕張町２丁目969番地　大木荘101号
債務者　宮間　敏夫
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５５号
千葉市美浜区高浜１丁目５番８棟208号
債務者　鈴木　　綾
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５７号
千葉県浦安市富岡３丁目３番Ｅ―216号
債務者　下田　陽子
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３６２号
千葉県船橋市宮本７丁目８番15号　フェリーチェ宮本106号
債務者　三浦　佳明
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３６６号
千葉県習志野市大久保１丁目25番15―408号
債務者　藤原　李衣
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３６７号
千葉市若葉区都賀２丁目11番２号　ハイツ都賀102号
債務者　赤羽　修司
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３８８号
千葉県船橋市高根台５丁目１番271棟202号
債務者　野村　　学
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４０６号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目４番３―205号
債務者　一野瀬加奈子
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４１４号
千葉県市原市岩崎２丁目５番地５　ファミリー松田３号室
債務者　木下三津男
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４１５号
千葉県八千代市ゆりのき台１丁目８番地２エステートピア・ラ・テール202号
債務者　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ　ＹＵＫＩＨＩＲＯ（ナカムラ　フェルナンド　ユキヒロ）
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４２５号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番９棟407号
債務者　鷲尾　　諭
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４５３号
千葉県船橋市西習志野１丁目15番20号　フェリシティハイツＢ―102号
債務者　梅田誠一郎
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５５２号
千葉県船橋市西習志野１丁目９番４―301号
債務者　山下　史郎
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係